

役員選挙告示

公益社団法人日本女医会定款第二十五条、及び役員選出に関する規程（以下規程）により、以下の要領で役員選挙を行います。

1. 役員定数

理事 12名以上 21名以内

（会長1名、副会長3名以内含む）

監事 2名以内

理事の地域別の定数は、規程第三条により以下に定めるものとする。

沖縄	九州	四国	中国	近畿	東海	北陸	甲信越	関東 (東京外)	東京	東北	北海道	地域名	
熊本・宮崎・鹿児島・沖縄	福岡・佐賀・大分・長崎	香川	鳥取・高知・徳島・愛媛 山口・岡山・広島・島根	和歌山・滋賀	大阪・京都・兵庫・奈良	岐阜・愛知・静岡・三重	山梨・福井	石川・富山・新潟・長野	栃木・群馬	神奈川県・千葉・埼玉・茨城	東京都区内・都下	岩手・宮城・福島 北海道・青森・秋田・山形	当該都道府県
1		1		2	2	1		5	6	2		定数	

2. 立候補届の受付期間

令和2年1月19日～令和2年2月17日（当日消印有効）

日本女医会本部事務局気付選挙管理委員会宛で、簡易書留またはレターパックで郵送のこと。

立候補時の届出書類は下記のものとし、日本女医会規定の用紙を用いることとする。

- ① 立候補届
- ② 規定の履歴書
- ③ 支部長の推薦状

役員立候補者は、所属支部の支部長の推薦を必要とし、所属支部に支部長不在の場合には、所属地域内の1名の支部長の推薦を必要とする。

（立候補に関する届出書類は、日本女医会事務局にご請求ください）

3. 選挙方法

<理事>

理事選挙の各地域において、立候補者が定数内の場合は無投票とする。定数を越えた場合は、該当地域の会員に立候補者名簿と投票用紙を郵送し、郵送による無記名投票を行う。

<監事>

監事選挙に於いて立候補者数が定数内の場合には無投票とする。定数を越えた場合には、全国の会員に立候補者名簿と投票用紙を郵送し、郵送による無記名投票を行う。

4. 投票期間

令和2年3月19日～4月17日（当日消印有効）

期間中に投票用紙を、日本女医会本部事務局気付選挙管理委員会宛てに郵送。

5. 選挙結果

結果確定後HPで行う。

役員承認は、第65回公益社団法人日本女医会定時総会の席上において行い、その後新理事の互選にて会長、副会長を選任する。

尚、被選挙人は入会后三年を経た正会員であり、令和2年3月31日時に75歳未満、支部長ではない会員とする。選挙人は選挙の90日前（令和2年1月18日）までの正会員で、いずれも会費完納者とする。

6. 書類等送付先・問い合わせ先

公益社団法人日本女医会

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷1-3-19 ロワレール千駄ヶ谷202

電話 03-6447-0820 FAX 03-6447-0821 email

Office(at)jmwa.or.jp メール送信時は(at)を@に変更してください。

公益社団法人日本女医会
選挙管理委員会